主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は、昭和三八年七月五日の当審第八回口頭弁論期日における被控訴代理人園田国彦の出頭日当を除き、控訴人の負担とする。

事実

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人らの請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審共被控訴人らの負担とする。」との判決を求めた。被控訴人らは、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上・法律上の陳述、証拠方法の提出および書証たる文書の成立に関する陳述は、それぞれ別紙記載のとおり主張し、控訴代理人が乙第九号証を提出し、被控訴人A代理人が「右は帳簿であることを認める」旨述べたほかは、原判決事実摘示におけると同一であるから、これを引用する。

理由

〈要旨〉本件請求異議訴訟における問題の債務名義である四〇一七号公正証書の請求の表示は、成立に争いない甲第〈/要旨〉一号証によつて明らかなように「債務者は債権者から昭和三二年九月一七日附を以て金五〇万円也の債務を負担したことを承諾し、債権者から請求があつたときは直ちにこれが弁済することを諾約した」という文言から成つている(その他、損害金、連帯保証等の条項は論外として)。これは単純な債務負担の約束であつて、そのかぎりにおいて、請求の表示としての具体性にかけるところはない。問題はこの債務約束の記載の真実性である。

当事者間には、右四〇一七号証書のほか更に四〇一九号の公正証書が存在する とは、争いないところである。そして、この四〇一九号証書には、前記四〇一七号証書と同一日附の、極度額金五〇万円の根保証の金員融通契約による請求権が記載 されていることが成立に争いない乙第四号証によつて認められる。この二つの証書 は、一見無関係なように見えるが、実際は、四〇一七号証書が四〇一九号証書の与 信契約を予想して作成されているものであることは、控訴人が、四〇一七号証書に 信契約を予想して作成されているものであることは、在所へが、日〇 しっ間目によって執行しうる全額でなく、その一部である金二五万一〇〇〇円についてのみ執行していること(この事実は、成立に争いない甲第二号証の一・二によって認められる。)、その金二五万一〇〇〇円という額は四〇一九号証書による現存債権額であるというのが控訴人の主張であることなどから、優に推測できるところである。 控訴人主張によれば、「四〇一七号証書は無因の債務約束であつて、これを執行し て取得した金額は不当利得として債務者に返還すべきものであるが、その額が四〇 一九号証書の与信契約上の現存債権額と同一であるときには、前者の返還債務と後 者の請求債権とを相殺することによつて、先の執行による取得額をそのまま保持し うる結果となる。」というのである。執行力ある債務名義に基く強制執行によつて 取得した以上、他に特別な事情のない限り、「法律上ノ原因ナクシテ」得たとはい えないから、四〇一七号証書を執行して得る利益がそのまま不当利得を構成すると の所論は必ずしも首肯しえないが、むしろ、四〇一七号証書をそのように不当利得 と結びつけて発想する控訴人の主張自体から、四〇一七号証書の債務が四〇一九号 証書の債務と無因であるといえないことが窺われるのであつて、控訴人は、被控訴 人らに対し四〇一九号証書による現存債権額を超えては執行しえない契約関係にあ ることを自陳しているに等しいのである。

 ように独立の公正証書となつたことによつて、従来のような「一定ノ金額」の要件に欠けるとの非難を受けるおそれはなくなつたのであるが、その代りに、取引の真相である与信契約に関する条項を脱落させ、「一定額の単純債務約束」を正面から具体的な請求権の発生原因とせざるを得なくなつたため、「それが果して当事者の真意を反映しているか。」という点で、従来とは別な側面からの問題を生むに至つたのである。

そうすると、四〇一七号証書における金五〇万円の債務負担の約束は、右の現存債権額の限度では当事者の真意に合していたことになるが、これはいうまでもなく変動の予定せられたものであり、民事訴訟法第五五九条第三号の「一定ノ金額」の要件を備えるべき公正証書における債務約束としては、そのような不確定な限度においての有効性を考慮する余地はないから、結局この債務約束文言は単純無条件のものとされている点で当事者の真意に合せず、事実に吻合しない記載であり、これに基く請求権は、全然、有効に成立していない、といわざるを得ないことになる。

そうすると、公正証書に対する請求異議の訴においては、請求権不成立の主張も 異議事由として許されるのであるから、これを主張して四〇一七号証書の執行力を 争う被控訴人らの請求は、その余の判断に及ぶまでもなく、理由がある。よつて、 その請求を認容した原判決の結論は正当であるから、本件控訴はこれを棄却するこ ととし、訴訟費用については、民事訴訟法第九八条第二項の適用を見るべき主文第 二項掲記の部分を除き、第三八四条・第八九条・第九五条を適用して、主文のとお り判決する。

(別紙添付書面省略)

(裁判長裁判官 川井立夫 裁判官 臼居直道 裁判官 倉田卓次)